

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊守
(コード番号：1408)

問合せ先：

取締役管理本部長経営企画部長 笠原 篤
(電話番号：03 - 5566 - 5555)

<http://www.sthd.co.jp/>

公募新株式発行及び株式売出しのお知らせ

平成 18 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社大阪証券取引所「ヘラクレス」市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 1,200 株 |
| (2) 払込金額 | 未定 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 未定 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、東洋証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、センチュリー証券株式会社、楽天証券株式会社及びIPO証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
一般募集における発行価格（募集価格）は、払込金額決定後、払込金額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で平成 18 年 6 月 19 日に決定する。
ただし、引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 払込期日 | 平成 18 年 6 月 28 日（水曜日） |
| (7) 申込期間 | 平成 18 年 6 月 21 日（水曜日）から
平成 18 年 6 月 26 日（月曜日）まで |
| (8) 受渡期日（株券交付日） | 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日） |
| (9) 申込株数単位 | 1 株 |
| (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意 この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資勧誘を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようにしてください。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 普通株式 450 株
- (2) 売出人及び
売出株式数
- | | | |
|----|--|-------|
| 住所 | 東京都港区赤坂七丁目1番16号日本ベンチャー
キャピタル株式会社内 | |
| 氏名 | エヌ・ブイ・シー・シー三号投資事業有限責任
組合 | 100 株 |
| 住所 | 千葉県千葉市中央区千葉港8番4号ちばざんキ
ャピタル株式会社内 | |
| 氏名 | ひまわりV1号投資事業有限責任組合 | 90 株 |
| 住所 | 奈良県奈良市山陵町373番13号 | |
| 氏名 | 前 耕臧 | 90 株 |
| 住所 | 東京都千代田区九段南一丁目3番1号あおぞら
インベストメント株式会社内 | |
| 氏名 | あおぞらインベストメント一号投資事業有限責
任組合 | 55 株 |
| 住所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号株式会社
ジャフコ内 | |
| 氏名 | ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 | 50 株 |
| 住所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号株式会社
ジャフコ内 | |
| 氏名 | ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 | 30 株 |
| 住所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号株式会社
ジャフコ内 | |
| 氏名 | ジャフコV1-スター号投資事業有限責任組合 | 20 株 |
| 住所 | 奈良県奈良市山陵町373番13号 | |
| 氏名 | 前 トミ | 15 株 |
- (3) 売出価格 未定（公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 東洋証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。ただし、公募による新株式の発行を中止した場合は、株式売出しも中止するものとする。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 平成18年6月29日（木曜日）
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) この株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意 この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資勧誘を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようにしてください。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

- (1) 発行新株式数及び売出し株式数

発行新株式数	普通株式	1,200 株
売出し株式数	普通株式	450 株
- (2) 需要の申告期間
平成 18 年 6 月 12 日（月曜日）から
平成 18 年 6 月 16 日（金曜日）まで
- (3) 価格決定日
平成 18 年 6 月 19 日（月曜日）
- (4) 申込期間
平成 18 年 6 月 21 日（水曜日）から
平成 18 年 6 月 26 日（月曜日）まで
- (5) 払込期日
平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）
- (6) 受渡日
平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式数	6,480 株
公募増資による増加株式数	1,200 株
増資後の発行済株式数	7,680 株

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 311,200 千円については、当社の短期借入金の返済に 100,000 千円、株式会社サムシングの地盤改良事業の設備投資に 120,000 千円を充当する予定であります。また、残額につきましては、株式会社サムシングの運転資金に充当する予定であります。

手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（300,000 円）を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営課題の一つとして認識しております。前事業年度まで内部留保の充実を図り企業体質強化のため配当は見送っておりましたが、上場後は経営成績及び財務状態を勘案しつつ利益配当を実施していく方針であります。

(2) 内部留保金の使途

安定した経営体制の継続と将来の事業展開に備え、適正水準としての内部留保を確保します。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

安定した利益配分に努力して参る所存です。

ご注意 この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資勧誘を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようにしてください。

(4) 過去3期間の配当状況

	第4期 平成15年8月期	第5期 平成16年8月期	第6期 平成17年8月期
1株当たり当期純利益	1,300.50円	878.83円	11,889.70円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
株主資本利益率	1.5%	1.0%	9.2%
株主資本配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期末・期首の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、平成18年2月3日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成18年5月8日付大証上場第91号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

	第4期 平成15年8月期	第5期 平成16年8月期	第6期 平成17年8月期
1株当たり当期純利益	650.25円	439.41円	5,944.85円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社大阪証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意 この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資勧誘を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようにしてください。